

しょうがっこう
小学校 4～6 年生むけ

すべての子どもが 安心してくらするように

み え けん こ じょうれい
三重県子ども条例



デジタルばん

こんな悩みはありませんか？

みんなと

ちが
違うところがあるって
わる
ぐち
悪口を言われる



ひと
どんな人でも、はだの色、性別、
かんが かんが かんが
考え方、体のこと、お金のことで、
いじめられたり差別されたりしません。

あんしん
安心できる居場所がない
じゆう
自由に遊べる公園がない



こ
子どもは悪いことや
あぶ
危ないことから守られ、
げん き
元気に育つことができます。

こ
子どもだからという理由で
おとな
大人に意見を聞いてもらえない



こ
子どもは
じぶん
自分の気持ちや
やりたいことを
おとな
大人に伝えることができます。
がっこう ちいき かつどう
学校や地域の活動にも参加できて、
いけん
みんなの意見を
しゃかい
社会で大切にしてもらえます。

こま
困った時に相談できる
ところがない



こ
子どもの考えが大切にされます。
おとな
大人は、子どもにとって、
いちばんよいことを 優先して考えます。

こ
子どもも大人と同じようにたくさん権利を持っていて、
子どもだけが持つ権利もあります。
こ
子どもの権利が大切にされて、子どもが元気に過ごせるように、
「三重県子ども条例」ができました。

み え けん こ
「三重県子ども条例」とは、
み え けん
三重県にいるすべての子どもが安心して暮らせるように
なるために、三重県がみなさんとする約束です。



三重県は子どものためにこんなことをしています

虐待・いじめなどを
防いだり、
子どもの
悩みを聞いて、
受けとめます。



子どもが元気に
育つことができるように
応援します。



子どもの権利を
守る仕組みを
つくります。



子どもの意見を
大切にします。



みんなが子どもの権利を学ぶことが
できるようにします。



子どもがいる家族が安心して
くらせるように応援します。



「権利」とは
自分らしく幸せに生きるために必要なこと。
世界中すべての人が、生まれた時から同じように
持っています。

じょうれい 条例〇×クイズ

1

「三重県子ども条例」は、三重県にいるすべての子どもが安心して暮らせるようになるために三重県が皆さんとする約束。

☐

2

子どもは、大人と違って権利を持っていない。

☐

3

子どもは守られ、元気に育つことができる。

☐

4

いじめられてつらいときは、がまんしなくてはいけない。

☐

5

子どもは、自分の住んでいるところがもっとよくなるように、意見や思いを伝えることができる。

☐

<< 答えは下

「いやだな」「悲しい」
「どうしたらいいのかな」



まずは
親や先生、周りの大人や友達に
相談してみましょう。



ほかにも、こんなところに相談できます

こども ほっと ダイヤル
☎0800-200-2555

受付 13:00 ~ 21:00 12/29 ~ 1/3 を除く

※ヒミツは守ります
※電話代はかかりません
(三重県内発信のみ)

あなたや周りの子の「権利」が守られていないとき、

あなたならどうしますか？

〇×クイズの答え

1 ○ 2 × 3 ○ 4 × 5 ○

三重県子ども・福祉部 少子化対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13

☎: 059-224-2404

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001187904.pdf>

三重県子ども条例
の全文

